

お願い

インフルエンザと診断を受けたときは学校に連絡をお願いします。
登校する際は、保護者が点線下の【インフルエンザにおける療養報告書】を記入し、学校へ提出してください。記入にあたり、受診した医療機関で**発症日**の確認をお願いいたします。
なお、一部印刷したものを配付しますが、必要に応じて学校のホームページからダウンロードするか、直接、学校に取りに来てください。

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立赤堀東小学校

校長 霜田 美幸

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

全ての項目を
保護者が記入します

学校長 様

記入例

インフルエンザにおける療養報告書

3 年 1 組 氏名 伊勢崎 はなこ

1 診断を受けた医療機関： ○○小児科医院

2 診断日： 令和 2 年 12 月 7 日（診断型： **A 型** B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日： 令和 2 年 12 月 14 日

下記の基準 1・2 の両方を満たし、お子さんの登校再開が可能と判断した日を記入

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： 12 月 7 日 医師と確認した発症日を記入
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 12 月 9 日 検温を定期的に行い「解熱した日」を確認して記入

上記のとおり相違ありません。

学校に登校する日を記入

印を忘れずに

令和 2 年 12 月 14 日

保護者氏名 伊勢崎 花男 (印)